

愛西市公共施設自動販売機設置仕様書

1. 設置場所等

物件 番号	物件名	設置機種	貸付面積（幅×奥行）	
			自動販売機	回収ボックス
1	愛西市役所（北館）	缶・ビン・ペットボトル	2.1 m ² (1.4m×1.5m)	
2	愛西市役所（南館）	缶・ビン・ペットボトル	2.1 m ² (2.1m×1.0m)	
3	愛西市役所【屋外】	缶・ビン・ペットボトル ※PRラッピング対応	1.3 m ² (1.3m×1.0m)	0.90 m ² (1.5m×0.6m)
4	立田北部地区防災コミュニティセンター	缶・ビン・ペットボトル	1.2 m ² (1.2m×1.0m)	0.25 m ² (0.5m×0.5m)
5	立田庁舎【屋外】	缶・ビン・ペットボトル ※PRラッピング対応	1.3 m ² (1.3m×1.0m)	0.90 m ² (1.5m×0.6m)
6	佐織庁舎【屋外】	缶・ビン・ペットボトル ※PRラッピング対応	1.3 m ² (1.3m×1.0m)	0.90 m ² (1.5m×0.6m)
7	佐織公民館	缶・ビン・ペットボトル	1.7 m ² (1.7m×1.0m)	
8	藤浪地域防災コミュニティセンター 【屋外】	缶・ビン・ペットボトル	2.0 m ² (2.0m×1.0m)	0.25 m ² (0.5m×0.5m)
9	八開地区コミュニティセンター 【屋外】	缶・ビン・ペットボトル	1.3 m ² (1.3m×1.0m)	0.90 m ² (1.5m×0.6m)

※ 物件番号3、5、6、8、9については、屋外設置とする

※ 物件番号3、5、6については、愛西市PRラッピング対応とする

※ 物件番号3、4、5、6、8、9については、回収ボックスを設置する。

※ 貸付面積は、放熱スペース及び回収ボックス設置面積を含む

※ 貸付面積内であれば、自動販売機及び回収ボックスは複数の設置を可とする

※ 自動販売機の高さは、概ね2m以下とする

2. 設置場所の貸付期間等

(1) 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間（更新なし）

(2) 貸付料

貸付料は、入札により決定された金額とする。ただし、屋内設置物件については、この金額に消費税及び地方消費税を加算した金額とする。

貸付料の支払いは年度ごととし、市が発行する納付書により指定する期日までに納付すること。

(3) 電気使用料

電気使用料は、専用子メーターにより計測した使用量に単価を乗じて得た金額とし、貸付料に合わせて納付すること。

3. 自動販売機の規格及び条件等

(1) 大きさ及びデザイン

① 大きさ

物件ごとに定める幅、奥行き範囲内とし、高さは概ね2m以内とすること。

② デザイン

公序良俗に反しないものとし、著しく華美でないこと。

物件番号3、5、6について、外観に愛西市のオリジナルキャラクター「あいさいさん」及び「あいさいちゃん」のデザインをラッピングした自動販売機とすること。ラッピングについては参考写真と同程度のものとし、協議により決定するものとする。

(2) 環境対策

省電力やノンフロン対応など、環境に十分配慮したものであること。

(3) 安全対策

① JIS規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。なお、アンカー等による固定は原則として行わないこと。なお、設置した転倒防止板により施設利用者の通行に支障をきたす恐れがある場合は、防止板の上に玄関マットを敷くなどの対策を行うこと。

② 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を尽くすこと。

③ 偽造通貨(紙幣)の使用による犯罪の防止策が行われている自動販売機を設置すること。また、業界自主基準を遵守し、犯罪防止に努めること。

(4) 維持管理等

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機・回収ボックス周辺の清掃など、自動販売機の設置管理運営に必要な一切の業務を行うこと。

② 設置者において、使用済み容器の回収ボックスを原則として自動販売機1台に1個以上の割合で設置し、使用済み容器が周囲に散乱しないよう定期的に回収すること。なお、回収した使用済み容器は、容器包装リサイクル法など関係法令に基づいて適切に処理すること。また、回収ボックスに設置者名を明記すること。

③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

④ 故障、問合せ並びに苦情については、設置者において迅速に対応すること。また、自動販売機の前面に故障時等の連絡先を明記すること。

⑤ 盗難等により商品及び自動販売機が汚損又は損傷したときは、設置者において速やかに復旧すること。

⑥ 商品補充及び容器回収を行う時間及び経路等については、必要に応じて市又は施設管理者と協議を行い、業務に支障をきたすことのないよう十分に注意して行うこと。

(5) 販売商品の種類等

① 種類

お茶、水、炭酸飲料、清涼飲料水、ジュース類、コーヒー、紅茶、乳酸菌飲料等とし、酒類及びその類似品(いわゆるノンアルコール飲料)を除くこと。

② 価格

標準販売価格(定価)以下とすること。

(6) その他

電子マネー対応型の自動販売機も可とする。また、新旧札・硬貨対応とする。

4. 費用負担

(1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去等に要する一切の費用は、設置者の負担とする。

(2) 電気使用量を計測するための専用子メーター設置に係る費用は、設置者の負担とする。

5. 自動販売機設置に伴う事故

市又は施設管理者の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負うこと。

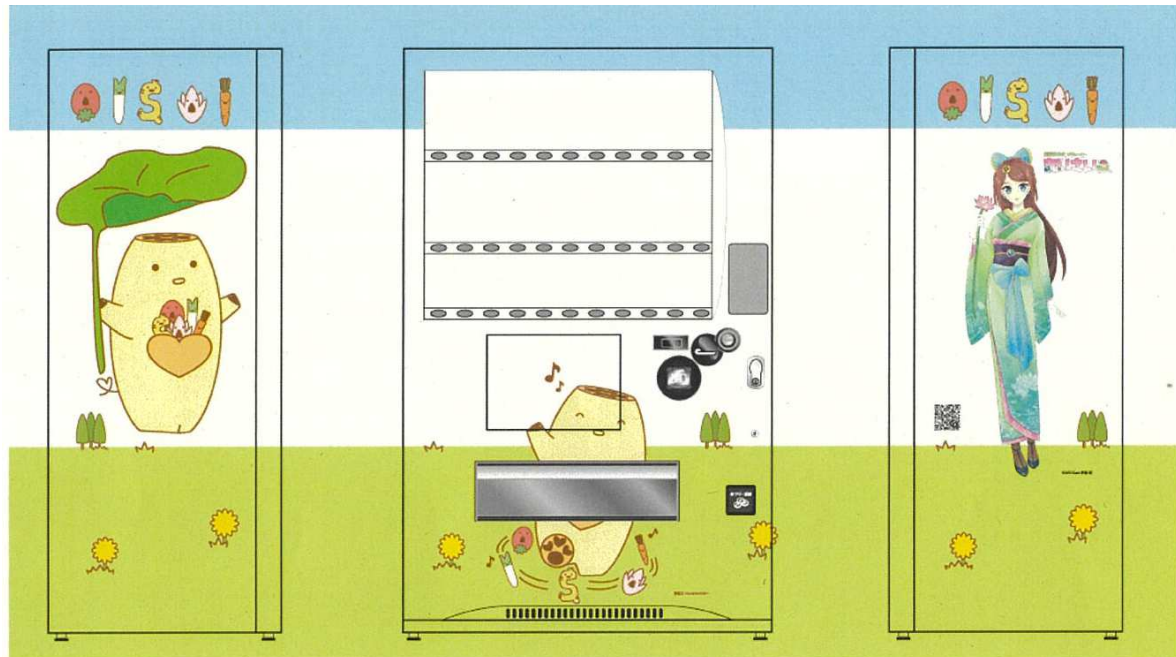
6. 自己都合による自動販売機の撤去

設置者は、貸付期間が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする3か月前までに市に書面により通知すること。

7. 遵守事項

- (1) 設置を許可した場所を、自動販売機及び回収ボックスの設置以外の用途に使用しないこと。
- (2) 自動販売機を設置する権利を、第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (3) 自動販売機を撤去する場合は、設置者により原状回復し、市又は施設管理者の確認を受けること。
- (4) 売上本数及び売上額について、市から指示があった場合には速やかに報告すること。

<ラッピング参考写真>



左側面

正面

右側面